

田越川流域治水協議会、森戸川流域治水協議会、酒匂川流域治水協議会  
山王川流域治水協議会及び早川流域治水協議会の合同開催

日 時：令和6年3月21日（木）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料1-1～1-5

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料2-1～2-5

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料3-1～3-5

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和6年3月27日（水）までに事務局へ送付してください。

(案)

## 田越川流域治水協議会

## 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「田越川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、田越川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 田越川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、田越川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年6月25日から施行する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

別表 1

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	横須賀土木事務所長	河川砂防課長	
	教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー	
逗子市	環境都市部担当部長	都市整備課長	窓口担当
		下水道課長	
	環境都市部長	環境都市課長	
		まちづくり景観課長	
		緑政課長	
経営企画部長	防災安全課長		

	消防長	消防総務課長	
	市民協働部長	経済観光課長	
	教育部長	教育総務課長	

(案)

## 森戸川流域治水協議会

## 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「森戸川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、森戸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 森戸川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、森戸川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年10月28日から施行する。

本規約は、令和4年3月24日に改正する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 県西土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長	
	教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー	

小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
防災部長	防災対策課長		
経済部長	農政課長		
大井町	防災安全課長	防災安全課長	
	生活環境課長	生活環境課長	
	地域振興課長	地域振興課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長	窓口担当
	安全防災担当室長	安全防災担当室長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
	教育課長	教育課長	

(オブザーバー)

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

## 酒匂川流域治水協議会

### 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「酒匂川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、酒匂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 酒匂川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、酒匂川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年3月26日から施行する。

本規約は、令和3年9月13日に改定する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長	

	県土整備局 三保ダム管理事務所長	水運用課長	
	企業庁 企業局 利水電気部 利水課長	ダム管理グループ グループリーダー	
	企業庁 企業局 酒匂川水系ダム管理事務所長	工務課長	
	教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー	
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災対策課長	
	経済部長	農政課長	
秦野市	上下水道局長	下水道施設課長	
	建設部長	建設管理課長	窓口担当
	くらし安心部長	防災課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
	環境産業部長	農業振興課長	
		森林ふれあい課長	
南足柄市	都市部長	都市整備課長	窓口担当
		都市計画課長	
		上下水道課長	
	環境経済部長	産業振興課長	
	総務防災部長	防災安全課長	
	教育部長	教育総務課長	

大井町	防災安全課長	防災安全課長	
	生活環境課長	生活環境課長	
	地域振興課長	地域振興課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長	窓口担当
	安全防災担当室長	安全防災担当室長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
	教育課長	教育課長	
山北町	地域防災課長	地域防災課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
	農林課長	農林課長	
	上下水道課長	上下水道課長	
開成町	防災安全課長	防災安全課長	窓口担当
	街づくり推進課長	街づくり推進課長	
	産業振興課長	産業振興課長	
農林水産省	林野庁 関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	
国土交通省	関東地方整備局 京浜河川事務所 地域防災調整官（海岸）	地域防災調整官（海岸）	

(オブザーバー)

静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課

静岡県 交通基盤部 沼津土木事務所 企画検査課

(案)

山王川流域治水協議会  
規 約

(名称)

第1条 この会議は、「山王川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、山王川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 山王川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、山王川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年10月28日から施行する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長	
教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー		

小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災対策課長	
	経済部長	農政課長	

(案)

早川流域治水協議会  
規 約

(名称)

第1条 この会議は、「早川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、早川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 早川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、早川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年3月26日から施行する。

本規約は、令和3年9月13日に改定する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長	
	教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー	
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当

小田原市		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災対策課長	
経済部長	農政課長		
箱根町	企画観光部長	観光課長	
	総務部長	総務防災課長	
	環境整備部長	都市整備課長	窓口担当
		上下水道温泉課長	
農林水産省	林野庁関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、田越川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取り組みを実施していくことで、年超過確率1/6.3（時間雨量50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

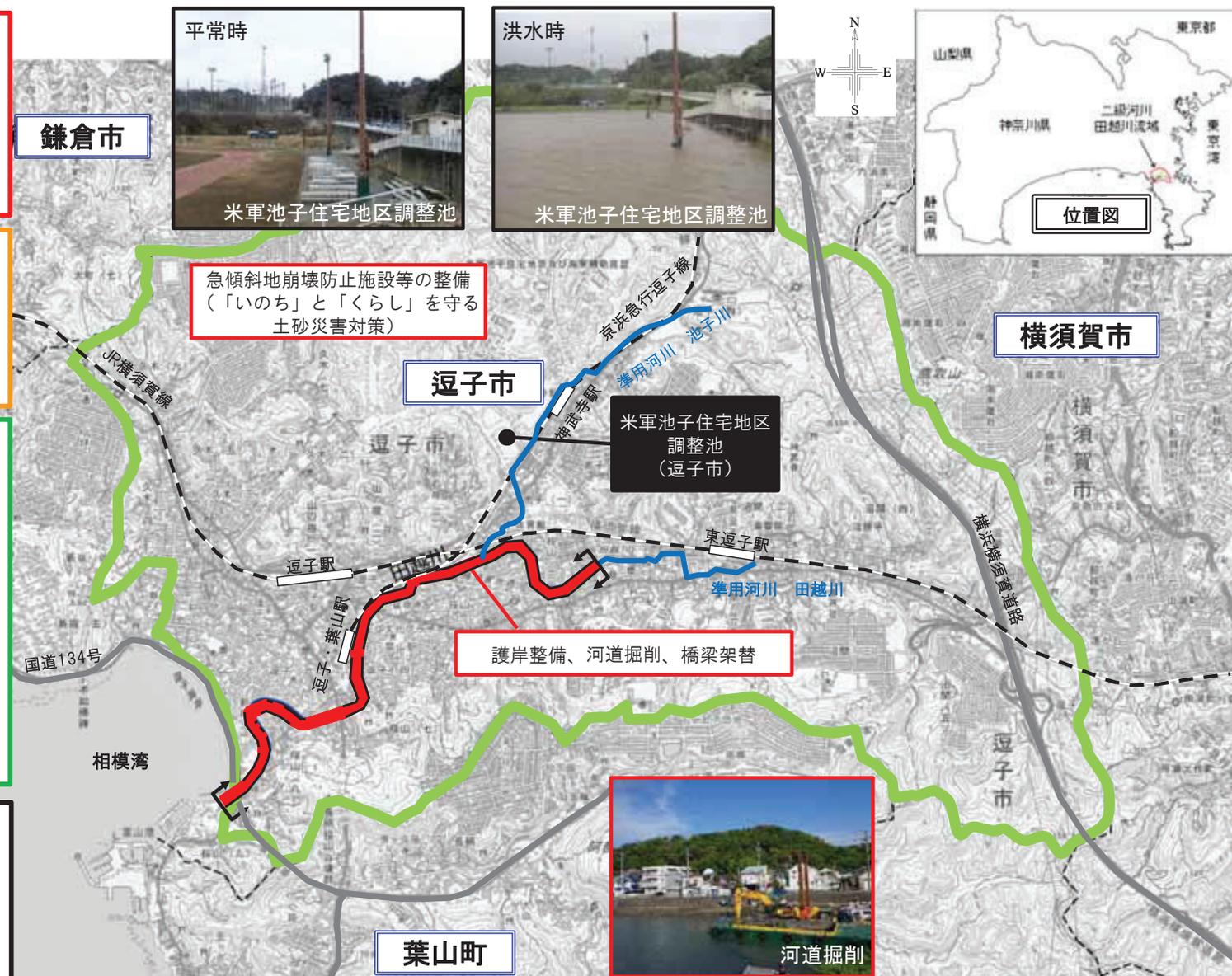
- ・護岸整備、河道掘削、橋梁架替
- ・下水道による雨水排水施設の整備
- ・急傾斜地崩壊防止施設等の整備  
（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ 等

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消  
（土砂災害警戒区域等） 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置更新
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組



※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。 ※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。



凡例	
	流域界
	県管理区間
	洪水調節施設(実施済)

- 田越川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、下水道による雨水排水施設の整備を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めるとともに、河川における対策として、護岸整備、河道掘削、橋梁架替を進める。
- あわせて、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削、橋梁架替	神奈川県	護岸整備等(河口から上流端)		
	下水道による雨水排水施設の整備	逗子市	管渠・マンホールの耐震化、樋門の点検、整備		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消(内水浸水想定区域図等)	県 逗子市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等		
	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	逗子市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県・逗子市	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



～護岸整備、河道掘削等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、森戸川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、森戸川本川においては年超過確率1/10（時間雨量約65mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
- ・護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替
  - ・準用河川における河道整備
  - ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
  - ・ほ場整備による水田貯留機能の向上
  - ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
  - ・上流域における森林整備及び治山対策

上流域における森林整備及び治山対策



植生の回復を促す土留工 等

- 被害対象を減少させるための対策**
- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
  - ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域等）
  - ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**
- ・ハザードマップの改良、周知、活用
  - ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
  - ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
  - ・防災教育や防災知識の普及
  - ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
  - ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
  - ・マイ・タイムラインの取組推進
  - ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
  - ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
  - ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消



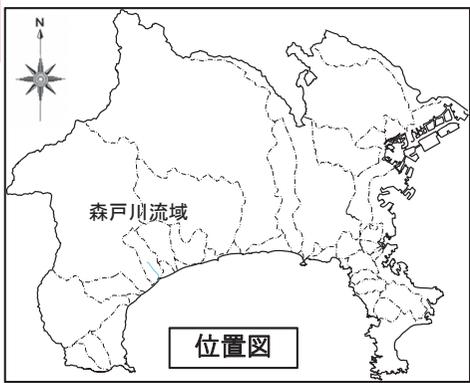
護岸整備等（天神橋～関口橋）



【小田原市】護岸整備（準用河川関口川）

**凡例**

- 流域界
- 県管理区間
- 準用河川
- 下水道施設(雨水)



位置図

海岸保全施設等の整備（京浜河川事務所、神奈川県）

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。  
 ※ 河川管理上必要な堆積土砂の撤去や樹木伐採等は、適宜実施していく。

- 森戸川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めるとともに、河川における対策として、護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替を進める。
- あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

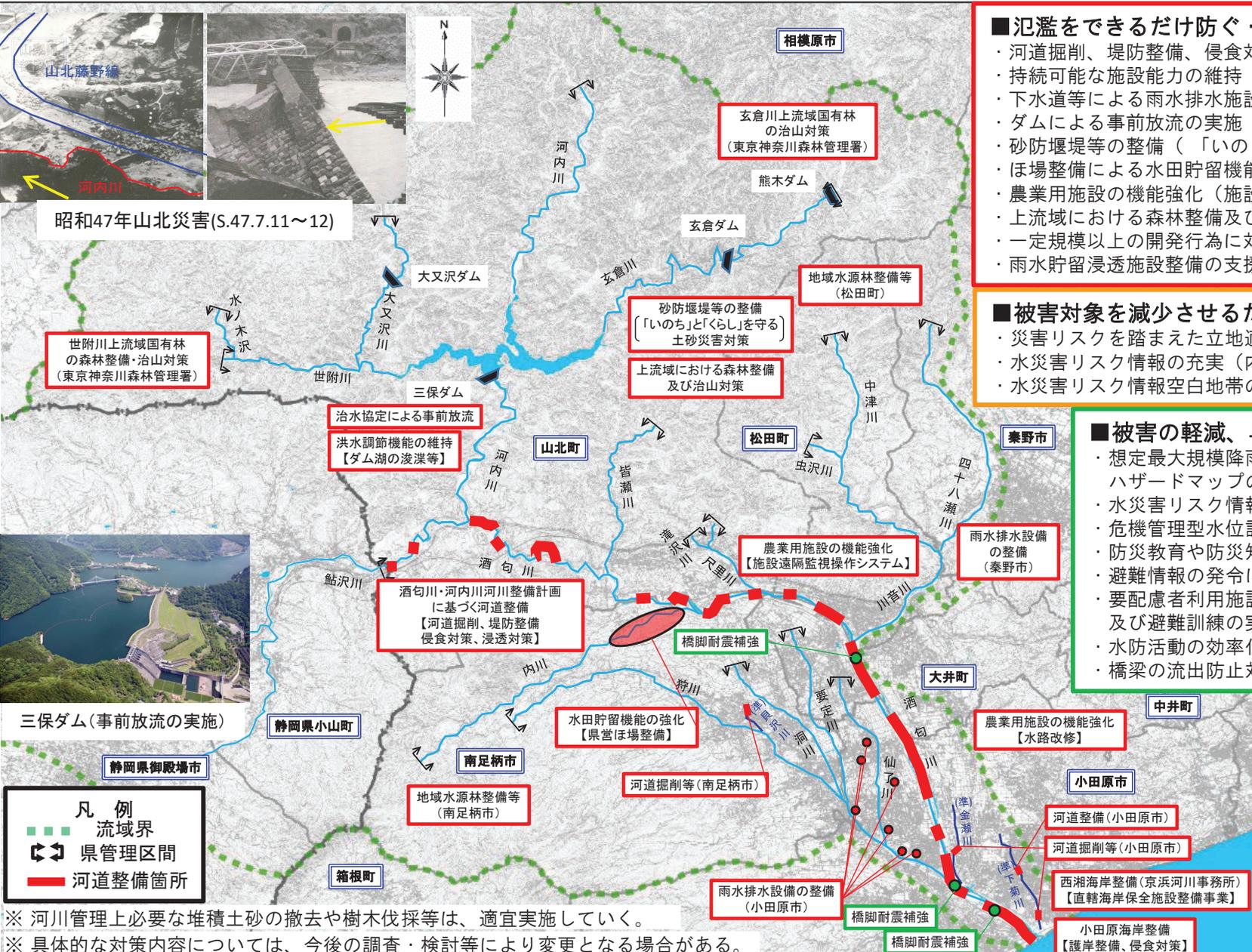
区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替	神奈川県	護岸整備等(天神橋～関口橋)		
	護岸整備、河道掘削(準用河川)	小田原市	護岸整備(準用河川 関口川)		
			河道掘削(準用河川 小八幡川等)		
	砂防堰堤等の整備(「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	水田の貯留機能の向上	神奈川県	県営ほ場整備事業		
	上流域における森林整備及び治山対策	神奈川県	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消(内水浸水想定区域等)	県 小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等		
	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市、大井町、松田町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



～河道掘削、堤防整備等により浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進～

(案)

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、酒匂川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、酒匂川本川においては年超過確率1/100（日雨量355mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



**■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- 河道掘削、堤防整備、侵食対策、浸透対策
- 持続可能な施設能力の維持 (河道内やダム湖における堆積土砂の撤去等)
- 下水道等による雨水排水施設の整備
- ダムによる事前放流の実施
- 砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)
- ほ場整備による水田貯留機能の向上
- 農業用施設の機能強化 (施設遠隔監視システム、水路整備)
- 上流域における森林整備及び治山対策
- 一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- 雨水貯留浸透施設整備の支援制度

**■ 被害対象を減少させるための対策**

- 災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
- 水災害リスク情報の充実 (内水浸水想定区域図等)
- 水災害リスク情報空白地帯の解消 (土砂災害警戒区域等)

**■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**

- 想定最大規模降雨による洪水や土砂災害等を対象としたハザードマップの改良、周知、活用
- 水災害リスク情報の充実、水災害リスクの情報空白地帯の解消
- 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- 防災教育や防災知識の普及
- 避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- 要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- 橋梁の流出防止対策 (橋脚耐震補強)

※ 河川管理上必要な堆積土砂の撤去や樹木伐採等は、適宜実施していく。  
 ※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。



- 酒匂川水系では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、農業用排水施設の機能強化や森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組み事業を進めると共に、河川における対策として、河道掘削、堤防整備、侵食対策、浸透対策等を完成させる。
- あわせて、治水協定に基づくダムの事前放流を実施すると共に、立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、堤防整備、侵食対策、浸透対策	神奈川県	酒匂川・河内川河川整備計画に基づく河川整備		
	護岸整備(準用河川)	小田原市	下菊川護岸整備		
	ダムによる事前放流の実施	神奈川県	治水協定に基づく事前放流を実施		
	雨水排水施設の整備	小田原市 秦野市	寺下第一雨水幹線等整備		
			第2号公共下水道事業		
	水田の貯留機能の向上	神奈川県	県営ほ場整備事業		
	農業用排水施設に係る機能強化	神奈川県	湛水防除事業 等		
上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県、 南足柄市、松田町	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策			
		地域水源林整備			
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実(水災害リスク情報空白地帯の解消)(内水浸水想定区域)	神奈川県、小田原市 秦野市、南足柄市	ハザードマップへの内水浸水想定区域等の反映、周知		
	リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導(立地適正化計画の推進)	小田原市、秦野市 南足柄市、松田町	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	小田原市、秦野市 南足柄市、大井町 松田町、山北町 開成町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		
	渡河部の橋梁に係る流出防止対策	神奈川県	橋脚耐震補強		



○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、山王川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、時間雨量約43mmの規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証、見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消

■被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替
- ・砂防堰堤等の整備
- （「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策 等



※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。  
 ※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。

○ 山王川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 河川における対策として、上流部において、河道整備に必要な橋梁架替を完成させるとともに護岸整備・河道拡幅を進める。

【中期・中長期】 引き続き、上流部において、護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、護岸整備の進展に合わせて、河口から河道掘削を進める。

○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等のソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅、橋梁架替	神奈川県		小田急橋梁架替完成 上流部(小田急橋梁架替付近～上流端)	
	河道掘削	神奈川県		護岸整備の進展に合わせて、河口から順次実施	
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県		砂防堰堤等の整備	
	上流域における森林整備及び治山対策	神奈川県		水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策)	
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消 (内水浸水想定区域等)	県 小田原市		ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等	
	リスクが高い区域における立地抑制 (立地適正化計画の推進)	小田原市		災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県		危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大	
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市		大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施	

気候変動を踏まえた  
更なる対策を推進

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、早川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/10の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・護岸整備、河道掘削
  - ・持続可能な施設能力の維持（湖尻水門の長寿命化対策）
  - ・湖尻水門による事前放流の実施・柔軟な運用の検討
  - ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
  - ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
  - ・上流域における森林整備及び治山対策

- 被害対象を減少させるための対策
- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制
  - ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
  - ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・ハザードマップの改良、周知、活用
  - ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
  - ・防災教育や防災知識の普及
  - ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
  - ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
  - ・マイ・タイムラインの取組推進
  - ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
  - ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
  - ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
  - ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組 等



現在の湖尻水門及び旧湖尻水門

\* 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。  
\* 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。

- 早川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、土砂災害対策や森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を推進していく。
- あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等のソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削	神奈川県	護岸整備、河道掘削		
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県	長寿命化計画に基づく施設の更新(湖尻水門)		
	水門による事前放流の実施	神奈川県	湖尻水門による事前放流の実施・柔軟な運用の検討		
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策		
被害対象を減少させるための対策	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
	水災害リスク情報の充実(水災害リスク情報空白地裁の解消)(内水浸水想定区域図等)	神奈川県 小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域図等の反映、周知		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市、箱根町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



更新なし

(案)

流域治水プロジェクトの取組事例集  
(田越川水系)

(田越川流域治水協議会)

# 洪水氾濫対策 【河川改修事業による河道整備】

氾濫をできるだけ  
防ぐ・減らす  
ための対策

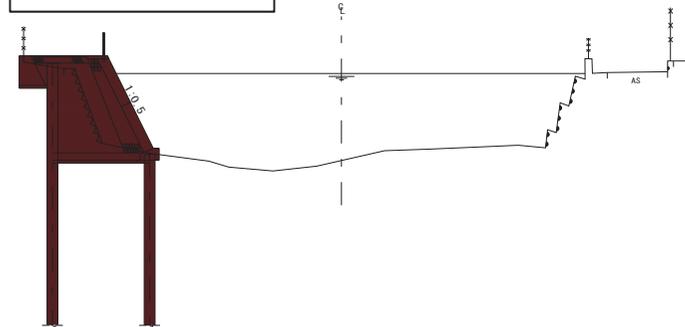
- 田越川水系においては、「田越川水系河川整備計画（平成31年3月）」に基づき、時間雨量50mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（護岸整備、河道掘削、橋梁架替等）を進めている。

## 実施状況

平面図



整備イメージ



施工状況写真（航路掘削）



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	➡		

田越川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 逗子市においては、平成25年度より下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化を行ってきている。管渠・マンホールの耐震化については、令和3年度に計画を改定し、令和4年度より緊急輸送路下等から優先順位をつけて行っている。

実施状況

整備前

震災が起こった際、液状化によるマンホールの浮上、管渠の破断等が起こり、降雨時に水の流下が出来なくなり、内水氾濫の危険性が増加する。



液状化被害写真（マンホール浮上）  
出典：下水道管路施設における耐震化技術の有効性 国土交通省資料

整備後

管渠・マンホールの耐震化を行うことにより、降雨時の流下能力の確保を行うことが出来るようにし、内水氾濫の危険性を減少させる。  
また、緊急輸送路下の耐震化を行うことにより、災害があった際に物資輸送路の確保等を行うことが出来るようになる。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
雨水排水施設の整備	逗子市	▶		



# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

## 取組内容

- 日ごろ知りたかった市の仕事や行政制度について、職員が市民に説明をした後、市民と職員がともに考え学び合うお出かけ円卓フォーラムを開催している。
- この取り組みのなかで、希望する団体に対し、出前研修形式のワークショップを実施し、実際に個人のマイタイムラインを作成する支援を行っている。



※ 近年は新型コロナウイルス感染症の影響により「お出かけ円卓フォーラム」の依頼が減少しておりますが、今後も継続的に取り組みを行っていく予定である。

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	逗子市			▶

田越川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
逗子市

更新あり

(案)

# 流域治水プロジェクトの取組事例集 (森戸川水系)

(森戸川流域治水協議会)

# 洪水氾濫対策 【河川改修事業による河道整備】

氾濫をできるだけ  
防ぐ・減らす  
ための対策

- 森戸川水系においては、「森戸川水系河川整備計画（平成27年5月）」に基づき、時間雨量約65mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替）を行う。

## 実施状況

### ■河道整備の一例

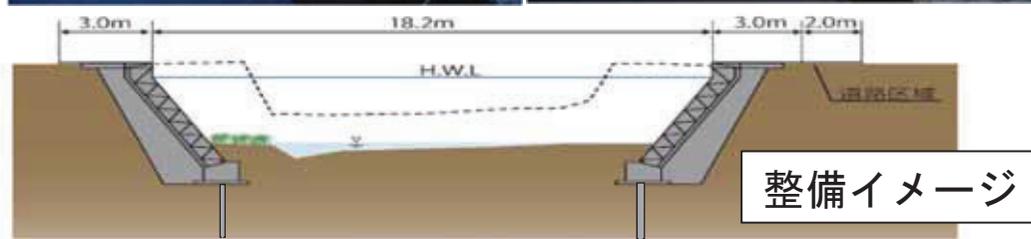
平面図



護岸整備前



護岸整備後



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県、小田原市

- 準用河川関口川においては、台風や局地的豪雨による浸水被害のリスク解消を目的に、二級河川森戸川合流部から関口川橋までの900m区間について、時間雨量30mmの降雨を安全に流下させるため、護岸整備を行う。

## 実施状況

### ■河道整備の一例

平面図

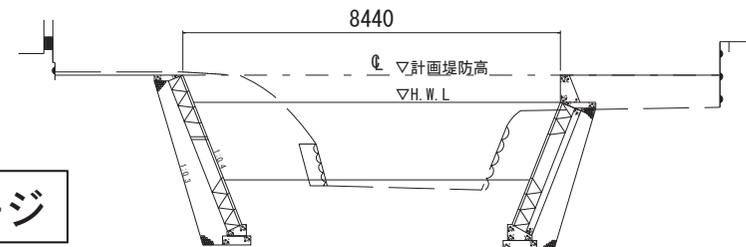


整備前



整備後

### 整備イメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
準用河川改修事業における河道整備	小田原市			

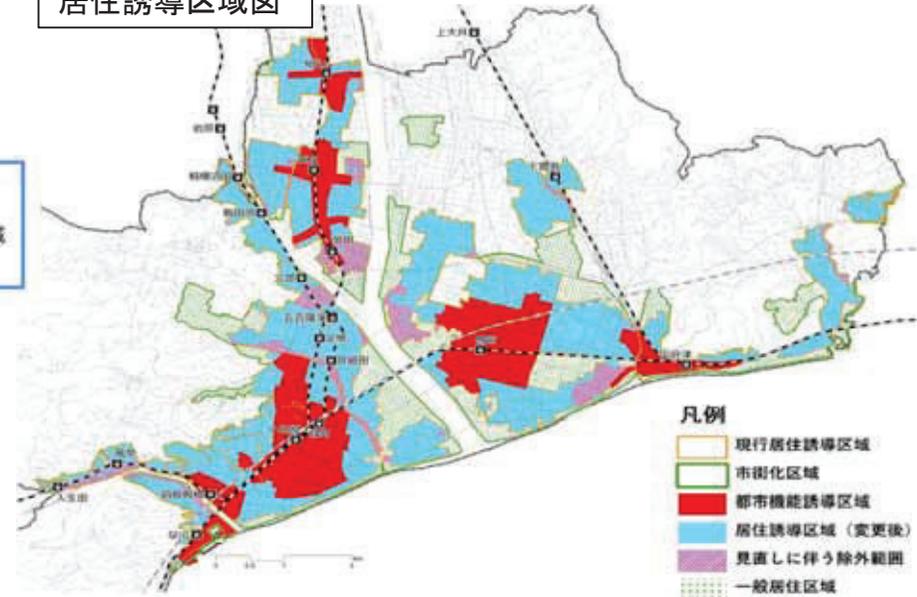
森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、神奈川県

- 小田原市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、公共交通ネットワークによりその拠点間を結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和5年3月に災害リスクを勘案した居住誘導区域の変更を行うとともに、防災・減災対策を定める「防災指針」を策定した。

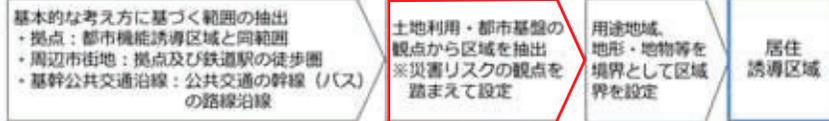
## 取組内容

○ 最新の浸水想定区域を反映した居住誘導区域の設定により、災害リスクの低いエリアへと居住を緩やかに誘導する。

居住誘導区域図



### 居住誘導区域の設定の考え方・フロー



### 居住誘導区域に含めない区域

- ・ 災害時のリスクを考慮し、土砂災害、津波被害、浸水被害などのハザード指定区域や甚大な被害が想定される一定区域を居住誘導区域に含めないものとしている。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- ・ 洪水浸水想定区域(浸水深3m以上)
- ・ 津波浸水想定区域(浸水深2m以上)

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	小田原市	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、松田町

# 避難体制等の強化 【危機管理型水位計の設置】

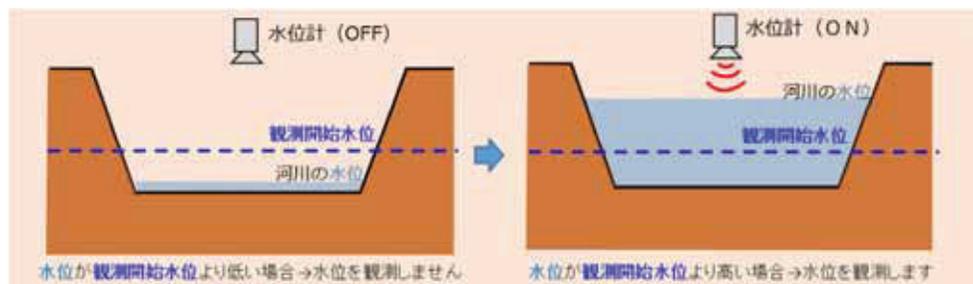
被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

## 取組内容

### ■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



### ■県ホームページから水位状況を確認することが可能



### ■危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 令和4年度に町が開催した防災講演会において、総務省消防庁職員からマイタイムラインの説明を実施し、町民、自主防災組織等への啓発を行った。
- また、令和4年3月に更新したハザードマップを住民向けに説明する勉強会を実施した。その際にマイタイムラインについて紹介を行った。

## 取組内容



防災講演会の開催



勉強会の開催

### マイ・タイムラインとは

- マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）で、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身と取る標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。
- その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えます。



防災講演会資料（マイタイムライン説明）

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	大井町	▶		

森戸川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
大井町、小田原市、松田町

更新あり

(案)

流域治水プロジェクトの取組事例集  
(酒匂川水系)

(酒匂川流域治水協議会)

# 洪水氾濫対策 【河川改修事業による河道整備】

氾濫をできるだけ  
防ぐ・減らす  
ための対策

- 酒匂川水系酒匂川においては、酒匂川水系酒匂川・河内川河川整備計画を令和4年3月に策定し、日雨量355mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、堤防整備、護岸整備）を進めている。
- 酒匂川の新十文字橋から新大口橋までの約3km区間については、護岸の整備等を行い、治水安全度の向上に取り組んでいる。

## 実施状況

### ■河道整備の一例

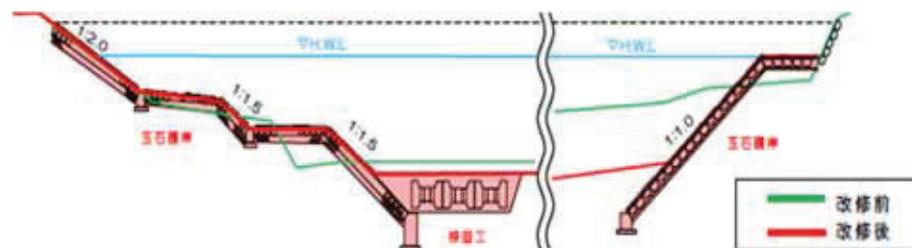
#### 位置図



#### 事業の内容

- 1)事業区間 新十文字橋～新大口橋
- 2)事業延長 L=2.92km
- 3)主な工種 築堤工、護岸整備

#### 横断面図



#### 平面図



整備後



整備後

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	▶		

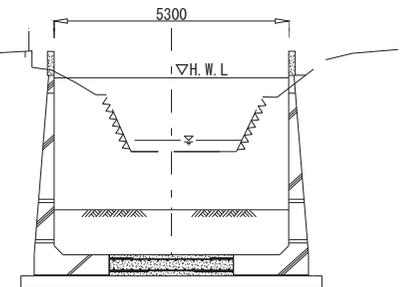
酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県、小田原市

- 準用河川下菊川においては、台風や局地的豪雨により浸水被害のリスク解消を目的に、県道719号（鴨宮停車場）上流の人道橋から市道0051までの1596m区間について、時間雨量50mmの降雨を安全に流下させるため、護岸整備を行う。

## 実施状況



整備イメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
準用河川改修事業における河道整備	小田原市	➔		

酒匂川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、神奈川県

- 酒匂川水系狩川では、台風による浸水被害が発生したことから、酒匂川合流点から山道橋までの約3 km 区間において、河道の掘削を行い、治水安全度の向上を図っている。

## 実施状況

### ■河道掘削の一例

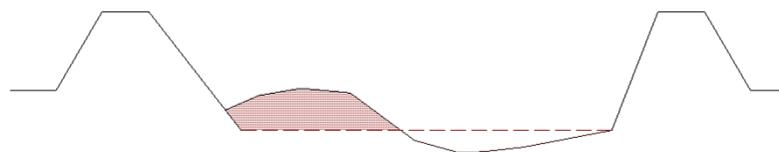
#### 位置図



#### 平面図



#### 横断面図



整備前



整備後

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河道内の堆積土砂の撤去	神奈川県			

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県、小田原市

- 酒匂川においては、平成22年9月の台風第9号や、令和元年の東日本台風の影響により、上流域から大量の土砂が流入したことから、堆積土砂の撤去を進め、治水・利水安全度の回復に取り組んでいる。
- 堆積土砂の撤去により発生した土砂の一部については、海岸背後地を波浪災害から守るために、漁業関係者と協議の上、養浜事業に利用している。

実施状況

概要図



堆積状況



堆積土砂の撤去状況



養浜事業へ利用



河床整理のイメージ図

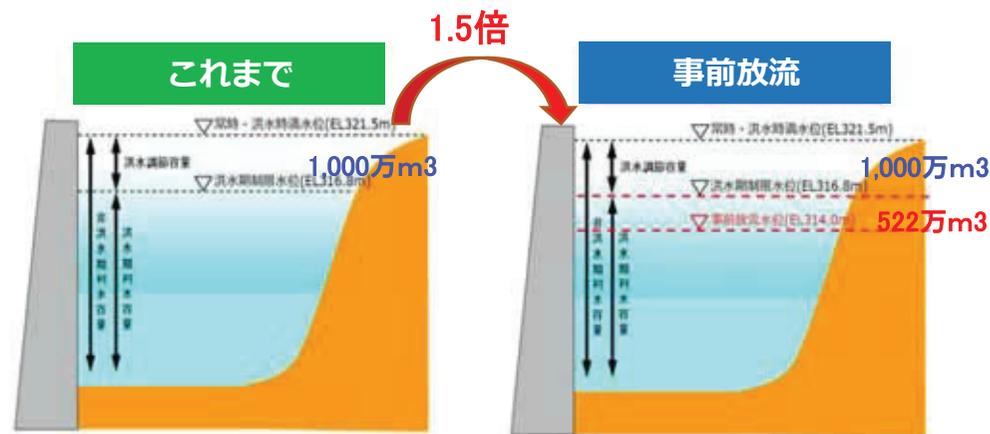
対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河道内の堆積土砂の撤去	神奈川県	→		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 神奈川県では、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、より多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げしておく「事前放流」を行っている。
- 三保ダムについては、ダム上流域で560mm（/24時間）以上の降雨が予測される場合は、事前放流によりダム貯水位を事前放流水位まで低下させ、更に洪水調節容量を確保している。

## 実施状況

### ■ 洪水調節容量について



基準降雨量以上の降雨が予測される場合、事前放流を行うことにより、洪水調節容量が、従来の約 1.5 倍となる。

既存ダム	有効貯水容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節容量 (万 m <sup>3</sup> )	洪水調節可能容量 (万 m <sup>3</sup> )	基準降雨量 (mm/24h)
三保ダム	5,450	1,000	522 <sup>※</sup>	560
玄倉ダム	4.3	0	0	-
熊木ダム	4.8	0	0	-
大又沢ダム	1.3	0	0	-

※ 洪水流量である 800 m<sup>3</sup>/s を放流可能な水位までの容量。

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
ダムによる事前放流の実施	神奈川県	→		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 寺下第一雨水幹線等は、酒匂川流域関連小田原公共下水道事業計画に基づき、時間雨量57mmの降雨による雨水を安全に排除するため、雨水渠整備を進めている。
- 寺下第一雨水幹線の栢山地内から曾比地内までの0.73km区間については、雨水渠整備を行い、内水氾濫への安全度の向上に取り組んでいる。

## 実施状況

### ■ 雨水排水施設整備の一例

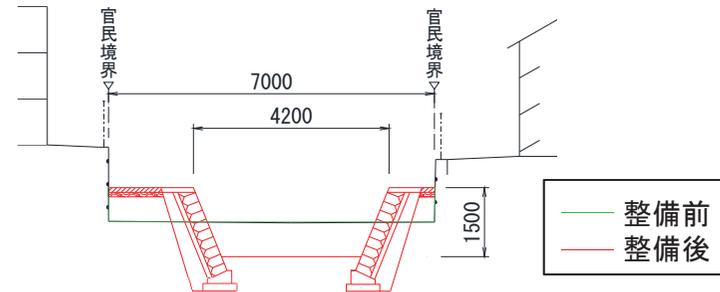
#### 位置図



#### 平面図



#### 横断面図



#### 事業の内容

- 1) 事業区間 栢山地内  
～曾比地内
- 2) 事業延長 L=0.73 km
- 3) 主な工種 雨水渠整備



整備前



整備後

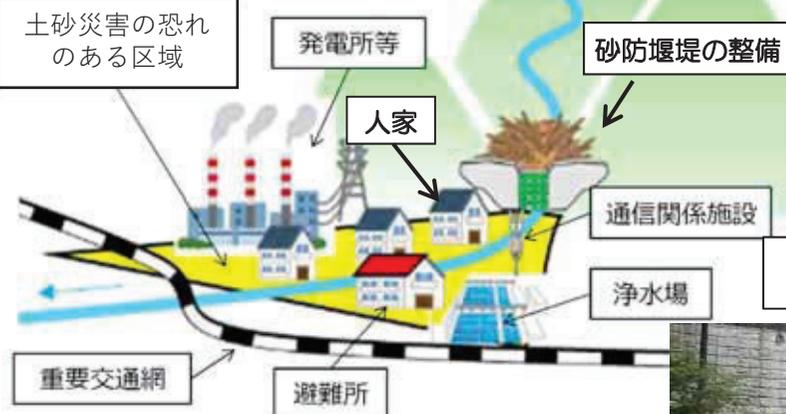
対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
寺下第一雨水幹線等の整備	小田原市	→		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、秦野市

- 酒匂川流域における溪流浸食・溪岸崩壊がみられ荒廃が進んでいる溪流は、今後の豪雨等により土石流が発生する恐れがあり、土石流が発生した場合、土石流が氾濫する区域内にある人家等に被害を及ぼす恐れがあるため、砂防事業により砂防堰堤の整備を進めている。

## 実施状況

### 整備イメージ



### 現地状況



### 砂防堰堤の整備例



酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 相模湾、河川からの土砂供給量の減少などにより海岸侵食が進んだことから、県は、砂浜の回復・保全を図り、将来に渡る「美しいなぎさの継承」を目指し、平成23年3月に相模湾沿岸海岸侵食対策計画（令和3年3月改定）を策定し、養浜を主体とした、海岸侵食対策に取り組んでいる。
- 令和元年の台風第19号で越波被害のあった、小田原海岸前川地区において、高潮津波対策として護岸改良に取り組んでいる。

### 実施状況

#### ■ 小田原海岸における護岸整備、侵食対策



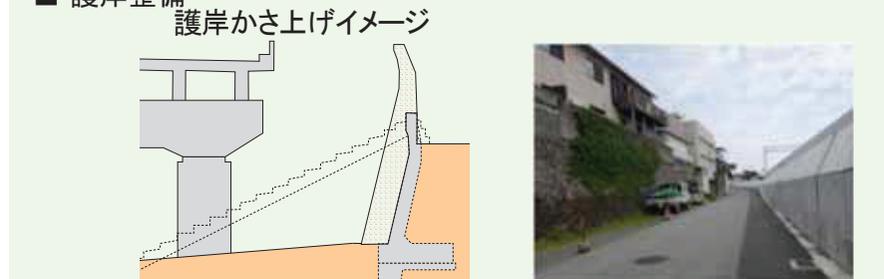
#### ■ 被災状況



#### ■ 浸食対策(養浜)



#### ■ 護岸整備



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
小田原海岸における護岸整備、侵食対策	神奈川県	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
**神奈川県、京浜河川事務所(関東地方整備局)**

- 秦野市では、区域面積5,000㎡以上の開発行為又は建築行為等を行う場合は、原則として雨水調整施設等を設置することにより、流域の雨水貯留機能の向上に努めている。
- また、秦野市では、家庭用雨水浸透ますの設置者に対し補助金を交付することについて、秦野市家庭用雨水浸透ます設置補助金交付要綱を定めている。

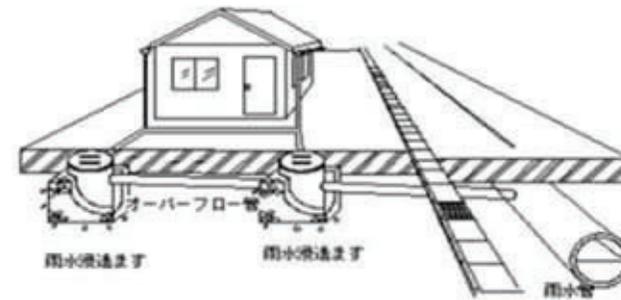
## 実施状況

### 雨水調整施設等設置基準

- 雨水調整施設
    - ・ 開発面積が5,000㎡以上の開発行為には雨水調整施設を設置（但し、大根川流域での雨水調整施設の設置は開発面積が1,000㎡以上など）
  - 雨水浸透施設
    - ・ いっ水防止のため周辺に影響がなく、地質により浸透する場合は、積極的に実施
- (1) 雨水浸透施設は、トレンチ式、立て穴式、底床式
  - (2) 雨水浸透容量は、現地実験値及び既設箇所値を検討し決定
  - (3) 設置場所は、宅地内を原則
  - (4) 開発面積が、1000平方メートル以上の事業所等は設置する

### 家庭用雨水浸透ますの設置補助

- ・ 設置金額の2分の1（1宅地に4基まで、1基の限度額1万2,500円）
- ・ 新築以外でも補助対象



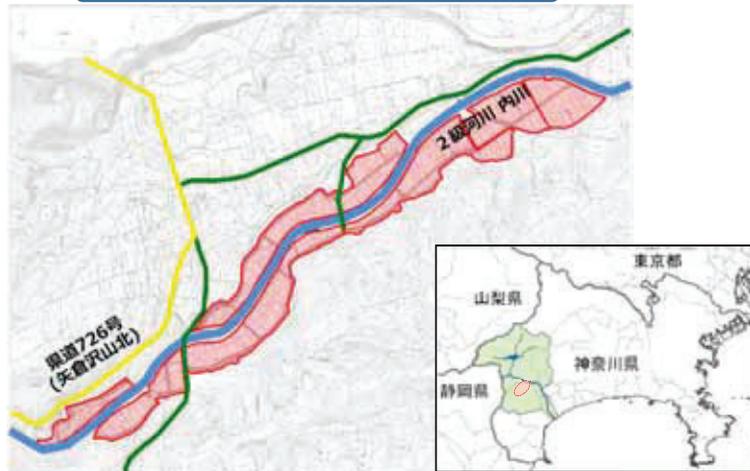
「家庭用雨水浸透ます」のイメージ図

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
雨水貯留浸透施設の整備	秦野市	▶		

- 酒匂川水系内川において、約2km、幅200mに広がる水田地帯は、狭小・不整形な水田区画であり、かつ、整備のされていない農道や用排水路など、営農条件が著しく低く、水稻の生育管理をはじめ、農道や水路の維持管理等に多大な労力を要していた。
- このため、水田のほ場整備を行うことにより、農地の集積・集約を促進するとともに、地域農業の維持継続・活性化を図る。

## 実施状況

県営ほ場整備事業 事業計画概要図



整備前の営農状況  
不整形な区画



整備後の営農状況



整備前の営農状況

急勾配で小区画 幅の狭い農道



整備後の営農状況



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
県営ほ場整備事業	神奈川県	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

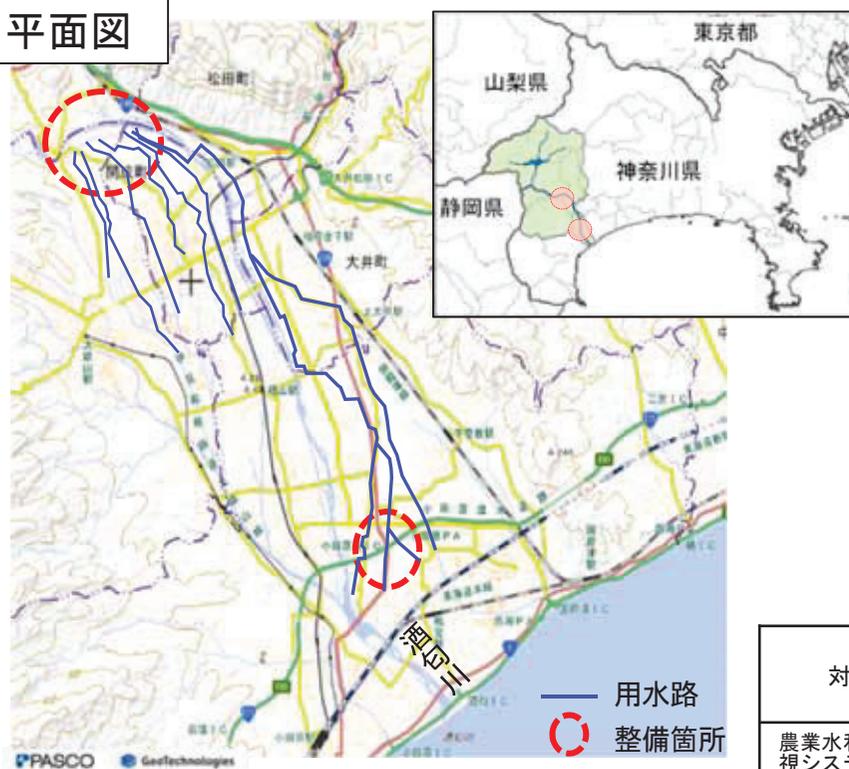
# 流域の雨水貯留機能の向上 【農業水利施設遠隔監視システムの整備】

氾濫をできるだけ  
防ぐ・減らす  
ための対策

- 近年、頻発化・激甚化する豪雨による周辺地域からの排水が増大しており、農業用水路に流入した排水を迅速、かつ、安全に流下させるための水門操作に係る地元の維持管理への負担が増大している。
- このため、農業用水門を自動転倒ゲートに改修するとともに、農業用水門の遠隔操作施設や農業用水路の水位監視施設を設置することにより、維持管理労力を低減し、農業経営の安定を図る。

## 実施状況

平面図



水門の遠隔操作化



水門の転倒ゲート化



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
農業水利施設遠隔監視システムの整備	神奈川県	▶		

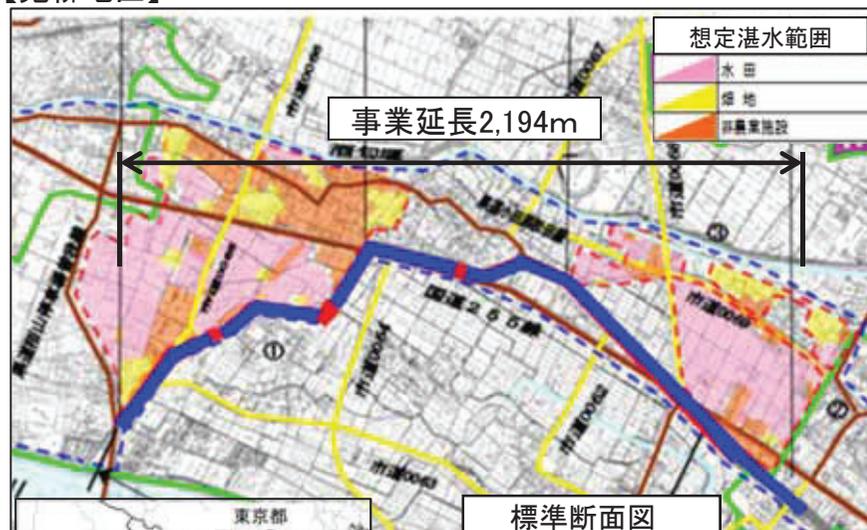
酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 鬼柳地区では、昭和38年に土地改良事業により農業用水路が整備されましたが、宅地、商工業地等の開発が急速に進み、各所で湛水被害が多発し、農作物をはじめ、近隣住宅及び国道等の公共施設にまで被害を及ぼした。
- このため、農業用水路の改修により、排水機能の向上を図り、農業経営の安定化、地域住民の安全を図る。

## 実施状況

【鬼柳地区】

※青線：農業用水路 ※赤線：整備した箇所



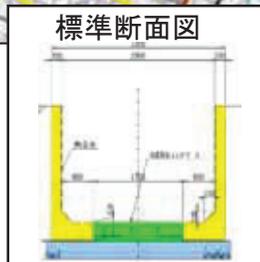
豪雨による溢水状況



水路整備の状況



基盤整備



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
湛水防除事業 (水路整備)	神奈川県	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 森林の維持・造成を通じて、水源かん養機能等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、必要な箇所について治山施設の設置や森林整備を行っている。

実施状況：松田町寄 治山事業

土砂流出状況



溪岸侵食状況



- ・ 当計画地は、令和元年10月の台風19号の豪雨により大量の土砂が流出した。
- ・ 溪岸侵食の拡大を防止し、溪流の安定を図るため、谷止工6基を施工した。

谷止工施工済み箇所



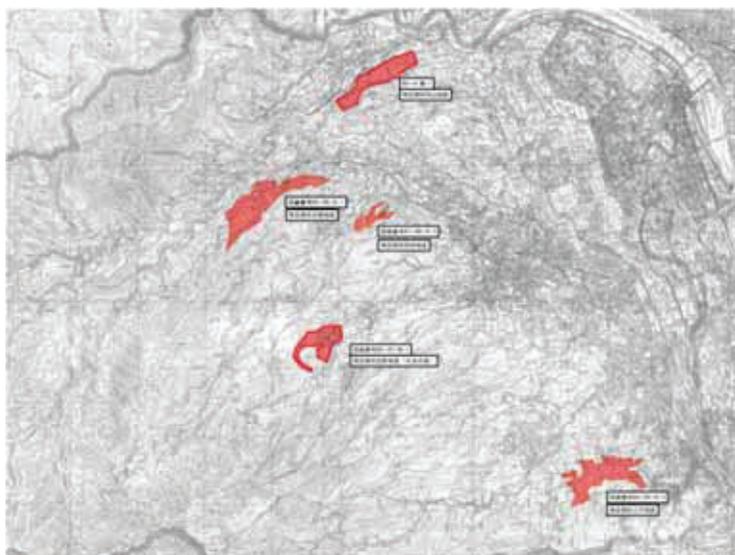
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
上流域等の治山対策、森林整備	神奈川県	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体等  
神奈川県、東京神奈川森林管理署(林野庁)

- 神奈川県が進めている「かながわ水源環境保全・再瀬施策大綱」との整合を踏まえ、地域の水源環境を保全する上で重要な地域水源林を計画的に整備して、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させる。
- 現在は、第4期市町村5か年計画に基づき森林整備を進めている。

## 実施状況

### 位置図



第4期水源環境保全・再生市町村5か年計画  
(地域水源林整備) 全体位置図



整備前



整備後

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
地域水源林整備	南足柄市	▶		

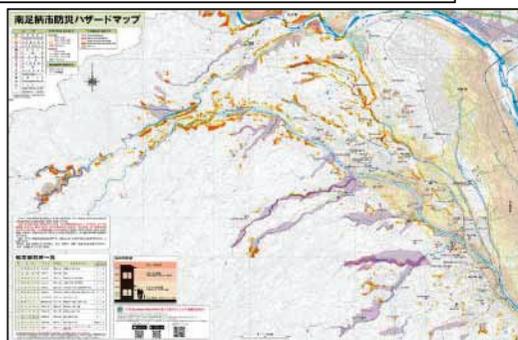
酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

南足柄市、東京神奈川森林管理署(林野庁)、神奈川県、松田町、山北町

- 激甚化する豪雨災害に対応するため内水による浸水危険度の周知や自助、共助の促進に向けたソフト対策として内水浸水想定区域図の充実を図る。
- 地域住民に対して内水による浸水危険度周知のため、防災ハザードマップの記事面に「マイ・タイムライン」を掲載、市職員による防災講話を実施することにより浸水被害減少に努めている。

## 取組内容

南足柄市防災ハザードマップ



防災ハザードマップ記事面（抜粋）



防災講話



南足柄市ホームページ【ミナミ・ナビ】



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
内水浸水想定区域の作成	南足柄市	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
南足柄市、秦野市

# 避難体制等の強化 【危機管理型水位計の設置】

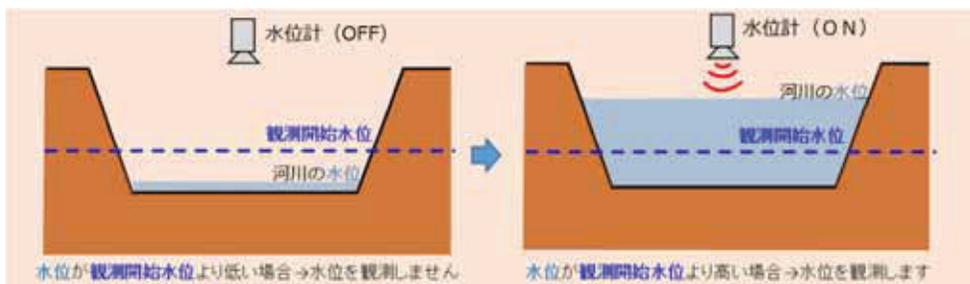
被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

## 取組内容

### ■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



### ■県ホームページから水位状況を確認することが可能



### ■危機管理型水位計の設置事例



危機管理型水位計  
(酒匂川永安橋)

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

## 避難体制等の強化 【防災教育や防災知識の普及】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 学生・生徒の防災意識及び防災知識の普及を目的に、各学校の防災関連授業に地域防災課職員を派遣して支援している。
- 令和4年10月、県立山北高校の学校設定科目「あしがら」（地域防災）に職員を派遣し、2年生98名に対して山北町の防災上の特性、特に風水害特性について教育支援を実施した。本教育を経て、引き続き生徒自身が地域の防災の在り方について生徒間で検討し、町への提言という形で意見を取りまとめている。

### 取組内容

- 山北高校周辺の災害特性について、次の項目をハザードマップと現地を比較・確認した。
  - ・ 学校正門前にある寺沢の土砂災害警戒区域（土石流）をハザードマップと現地で比較・確認
  - ・ 酒匂川と尺里川周辺の越水氾濫、内水氾濫の浸水被害範囲をハザードマップと現地で比較・確認
  - ・ インターネットで神奈川県雨量水位情報、土砂災害情報ポータルからの災害関連情報を得る要領を実習
  - ・ マイタイムラインの作成実習及び防災タイムラインの考え方について講義



尺里川流域の浸水想定様相の学習



マイタイムラインの作成実習

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
防災教育や防災知識の普及	山北町	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

山北町、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、開成町

# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- マイタイムラインの作成を普及させ避難行動をあらかじめまとめておくことで、大雨、台風などの自然災害から身を守るため、マイタイムラインの普及啓発を図っている。

## 取組内容

- 防災講座、防災講演会を開催  
マイ・タイムラインについての説明や作成方法について、マイ・タイムラインに関する知識・理解を深める場の提供している。

防災講座



防災講演会



- 地域防災リーダーの育成  
自主防災組織の活動促進を図り地域でのマイ・タイムラインの普及に繋げている。

技能の実地



マイ・タイムライン



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	開成町	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
開成町、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町

# 避難体制等の強化 【河川・海岸監視カメラの設置】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 過去に溢水や越波の被害があった市が管理する河川・水路及び海岸に防災用監視カメラを設置している。
- 大雨や台風の際に、自宅付近や通行予定の道路状況などをチェックし、被害を避けて自主的な避難などの参考となるよう、市のホームページや国交省ホームページで公開している。

## 取組内容

### ■ 監視カメラの設置状況



井細田排水路



山王川河口

### ■ 市ホームページや国交省ホームページから河川や海岸の状況を確認することが可能



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川・海岸監視カメラの設置	小田原市	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県、小田原市

# 避難体制等の強化 【ハザードマップの改良、周知、活用】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 令和4年8月に告示された酒匂川上流洪水浸水想定区域図（足柄橋より上流域）及び山北町内の土砂災害警戒区域の一部修正状況を受けて、令和6年2月に新たに「酒匂川流域土砂災害・洪水ハザードマップ」を作成した。

## 取組内容

- 酒匂川上流洪水浸水想定区域図（足柄橋より上流域）及び山北町内の土砂災害警戒区域の一部修正状況をハザードマップに反映した。
- 山北町外からの転入者や災害時応援部隊等に対する配布を前提として、地域内の特殊な地名（野背開戸（のせがいと）や湯触（ゆぶれ）等）にふりがなを併記した。
- 住所が不明確となりやすい災害発生場所の認識を一致させやすくするため、神奈川県災害対策地図や自衛隊が使用する地図と同じ「UTM座標」を表記するとともに、著名な建物、橋や沢の名称を記載した。



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
ハザードマップの改良、周知、活用	山北町	▶		

酒匂川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
山北町、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、開成町

更新あり

(案)

# 流域治水プロジェクトの取組事例集 (山王川水系)

(山王川流域治水協議会)

# 洪水氾濫対策 【河川改修事業による河道整備】

氾濫をできるだけ  
防ぐ・減らす  
ための対策

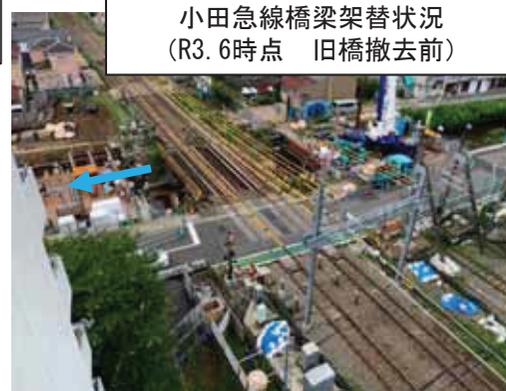
- 山王川水系においては、「山王川水系河川整備計画（令和2年9月）」に基づき、時間雨量約43mmの規模の洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替）を行う。

## 実施状況

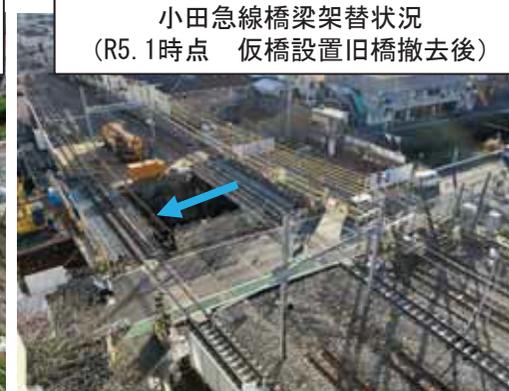
### ■河道整備の一例



平面図

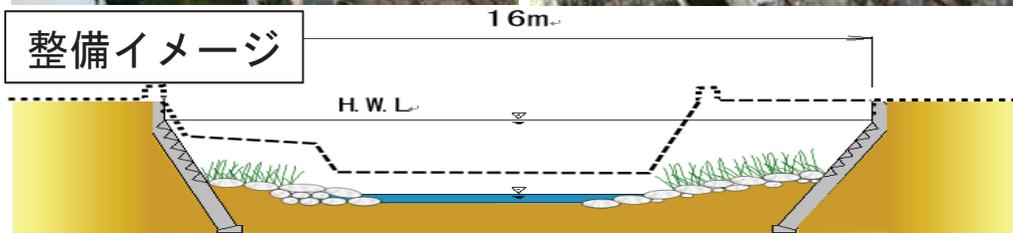


小田急線橋梁架替状況  
(R3.6時点 旧橋撤去前)



小田急線橋梁架替状況  
(R5.1時点 仮橋設置旧橋撤去後)

### 整備イメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 森林の維持・造成を通じて、水源かん養機能等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、必要な箇所について治山施設の設置や森林整備を行う。

## 実施状況：小田原市久野 治山事業

山腹崩壊状況



荒廃の状況



令和元年10月の台風19号の豪雨により山腹崩壊、土砂流出が発生した。  
斜面の安定、溪流の侵食拡大防止のため土留工などの山腹基礎工、谷止工を設置した。

土留工施工済み箇所



位置図



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
上流域等の治山対策、森林整備	神奈川県	▶		

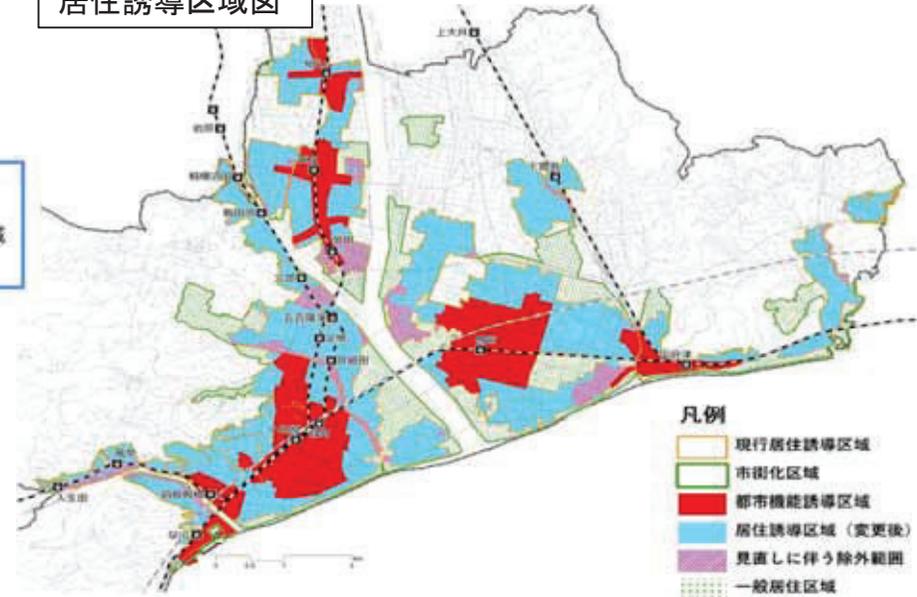
山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体等  
神奈川県

- 小田原市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、公共交通ネットワークによりその拠点間を結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和5年3月に災害リスクを勘案した居住誘導区域の変更を行うとともに、防災・減災対策を定める「防災指針」を策定した。

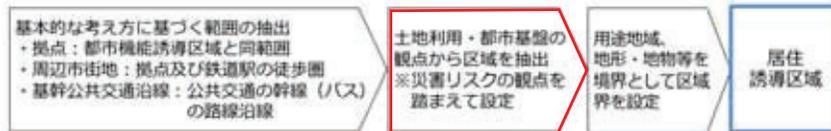
## 取組内容

○ 最新の浸水想定区域を反映した居住誘導区域の設定により、災害リスクの低いエリアへと居住を緩やかに誘導する。

居住誘導区域図



### 居住誘導区域の設定の考え方・フロー



### 居住誘導区域に含めない区域

- ・ 災害時のリスクを考慮し、土砂災害、津波被害、浸水被害などのハザード指定区域や甚大な被害が想定される一定区域を居住誘導区域に含めないものとしている。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- ・ 洪水浸水想定区域(浸水深3m以上)
- ・ 津波浸水想定区域(浸水深2m以上)

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	小田原市	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市

# 避難体制等の強化 【危機管理型水位計の設置】

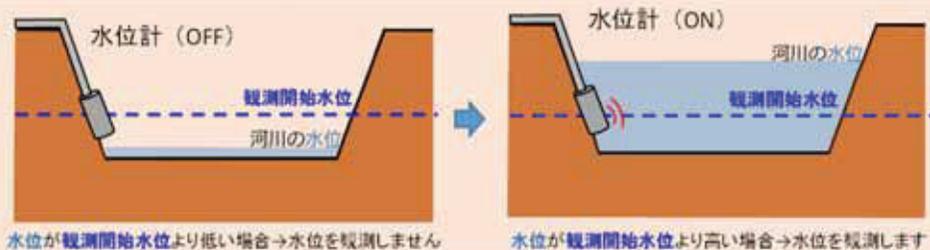
被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

## 取組内容

### ■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



### ■危機管理型水位計の設置事例



### ■県ホームページから水位状況を確認することが可能



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 小田原市では、市民ひとり一人に、自分の住んでいる地域の地震、津波災害や河川洪水、土砂災害など各種災害の危険性を確認し、いざという時に適切な行動をとれるよう、啓発資料「わが家の避難行動マニュアル」を配布してきた。
- 令和3年5月20日に避難情報（警戒レベル3～5）が変更されたことなどに伴い、改訂版を作成し、災害リスクの情報を地区ごとに一元化した小田原市ハザードマップ（令和4年9月作成）へ掲載している。

## 取組内容

### ■ ハザードマップの一元化

- ・ 小田原市内を8地区に分割し、洪水、土砂、高潮、津波のハザードマップを1面に集約したハザードマップを作成
- ・ 情報面には、「マイ・タイムライン」記入シートもあり、市民それぞれが避難行動を整理できるようにしている。

ハザードマップ

情報面



マイ・タイムライン

わが家の避難行動マニュアル



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	小田原市	▶		

山王川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市

災害発生時、またはその恐れがある場合に、一人ひとりの手元に市からの情報を届けることができるスマートフォン向けアプリ「おだわら防災ナビ」を、2023年2月より提供開始。

## 取組内容

防災に関する情報など、市からのお知らせを配信。防災情報や広報紙、ごみ情報、くらしの情報などをいつでも見ることができる。避難情報発令時などの緊急時には、画面が緊急モードに切り替わり、プッシュ型で情報をお知らせする。

市ホームページや広報紙への掲載、市内全戸への回覧、ポスティング、市民説明会等により周知を行っている。



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
避難行動等を実行するための情報提供	小田原市			

更新あり

(案)

# 流域治水プロジェクトの取組事例集 (早川水系)

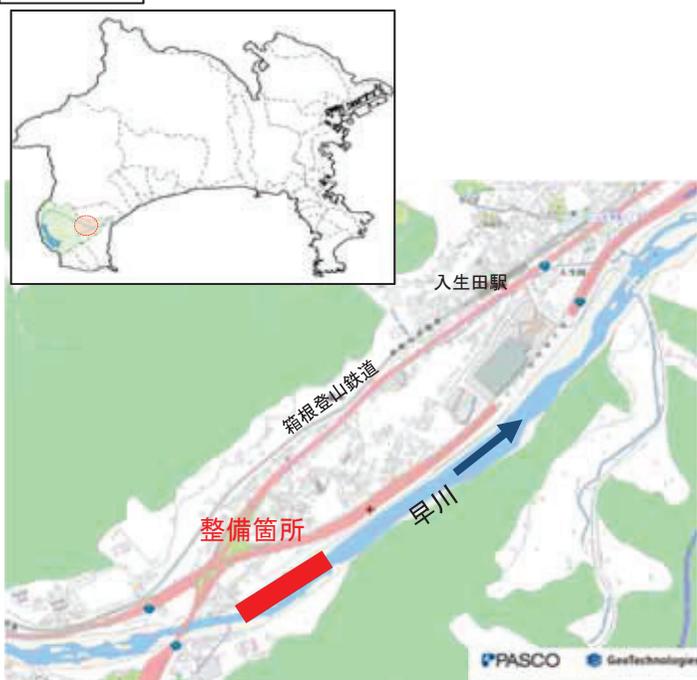
(早川流域治水協議会)

- 早川水系早川は、昭和52年の台風第9号や平成19年の台風第19号などにより、浸水被害が発生している。
- 築堤等の河道整備を実施し、早川の下流区間では、治水安全度の向上を図っている。

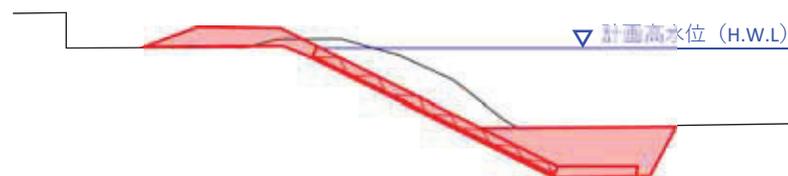
## 実施状況

### ■河道整備の一例

#### 位置図



#### 横断面図



整備前



整備後

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

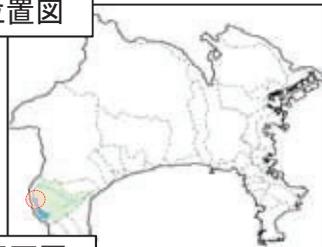
# 洪水氾濫対策 【長寿命化計画に基づく湖尻水門の更新】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 早川水系早川に設置された湖尻水門は、早川の洪水防除及び芦の湖の貯留機能の維持を図ることを目的に設置された重要な施設である。
- 本施設は、平成2年の完成から約32年が経過しており、各施設の老朽化が進行しているため、補助事業により水門施設の更新等を計画的・集中的に実施し、施設機能の確保を図っている。

## 実施状況

位置図



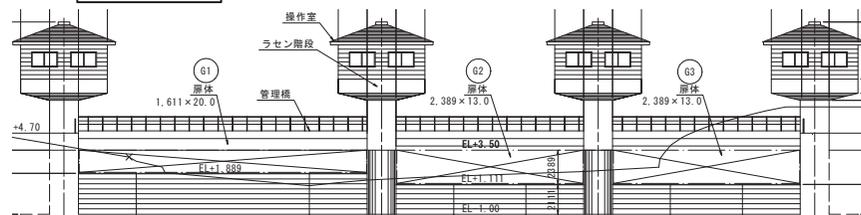
平面図



【全体計画】(補助事業)  
 河川名 : 二級河川早川水系早川  
 施設名 : 湖尻水門  
 事業内容 : ゲート設備、制御機器  
 電気設備、警報局設備更新  
 事業期間 : R2~R11

湖尻水門

制御機器更新(操作盤システム改修)



湖尻水門



警報局



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
長寿命化計画に基づく湖尻水門の更新	神奈川県	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
**神奈川県**

# 流水の貯留機能の拡大 【湖尻水門による事前放流の実施】

氾濫をできるだけ  
防ぐ・減らす  
ための対策

- 湖尻水門では、芦の湖及び早川の治水上の安全を図るため、操作規則に基づき、芦の湖の水を早川に放流していますが、平成17年に早川で浸水被害が発生したことを受けて、予め、下流の早川に放流して芦の湖の水位を下げる事前放流を、平成18年度から行っている。
- 令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、これまでより24時間早い段階から事前放流を開始する見直しを令和2年6月に行い、浸水被害の軽減を図っている。

## 実施状況

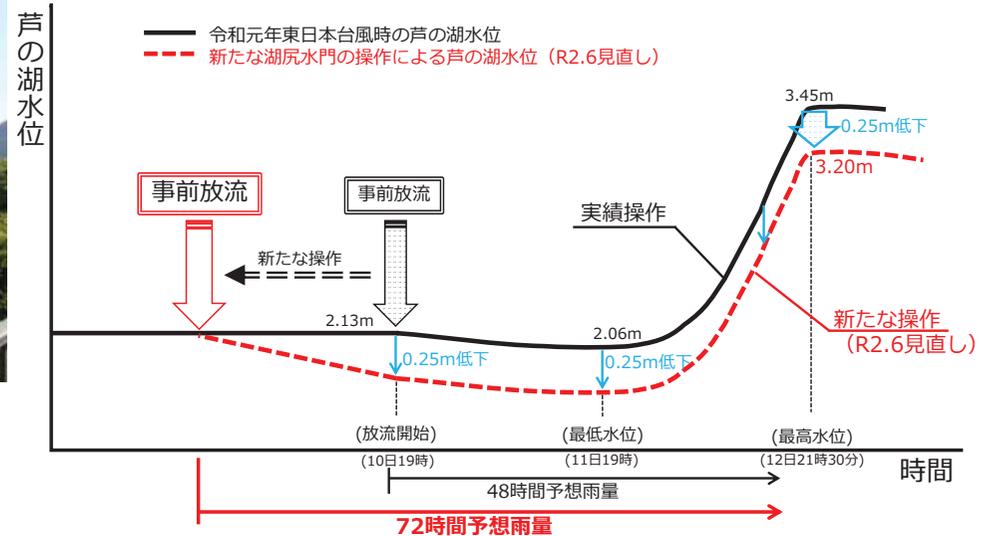
位置図



湖尻水門



湖尻水門の事前放流イメージ (R2.6見直し)



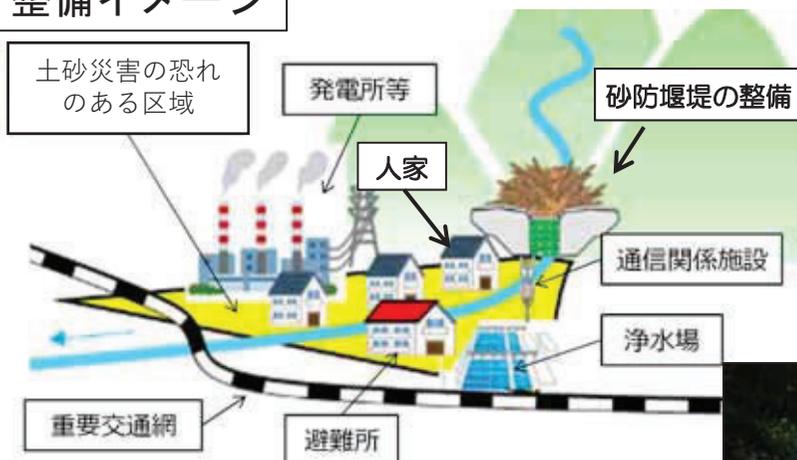
対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
水門による事前放流の実施	神奈川県	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

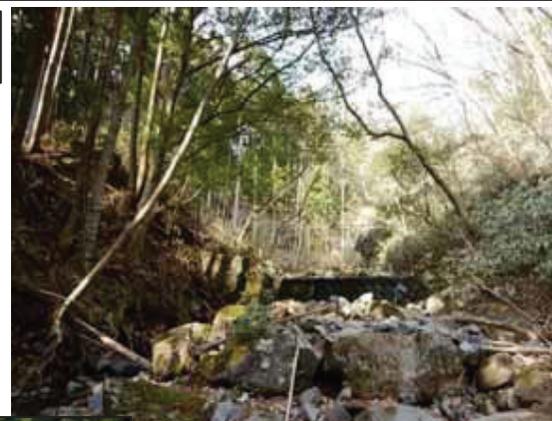
- 早川流域における溪流浸食・溪岸崩壊がみられ荒廃が進んでいる溪流は、今後の豪雨等により土石流が発生する恐れがあり、土石流が発生した場合、土石流が氾濫する区域内にある人家等に被害を及ぼす恐れがあるため、砂防事業により砂防堰堤の整備を進めている。

## 実施状況

### 整備イメージ



### 現地状況



### 砂防堰堤の整備例



早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 森林の維持・造成を通じて、水源かん養機能等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、必要な箇所について治山施設の設置や森林整備を行う。

実施状況

位置図



崩壊状況



土留工、水路工設置状況



既存の山腹工（グラウンドアンカー工）の下部の一部に崩壊が見られた。崩壊の拡大を防止し、斜面の安定を図るため、土留工及び水路工を施工した。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
上流域等の治山対策、森林整備	神奈川県	▶		

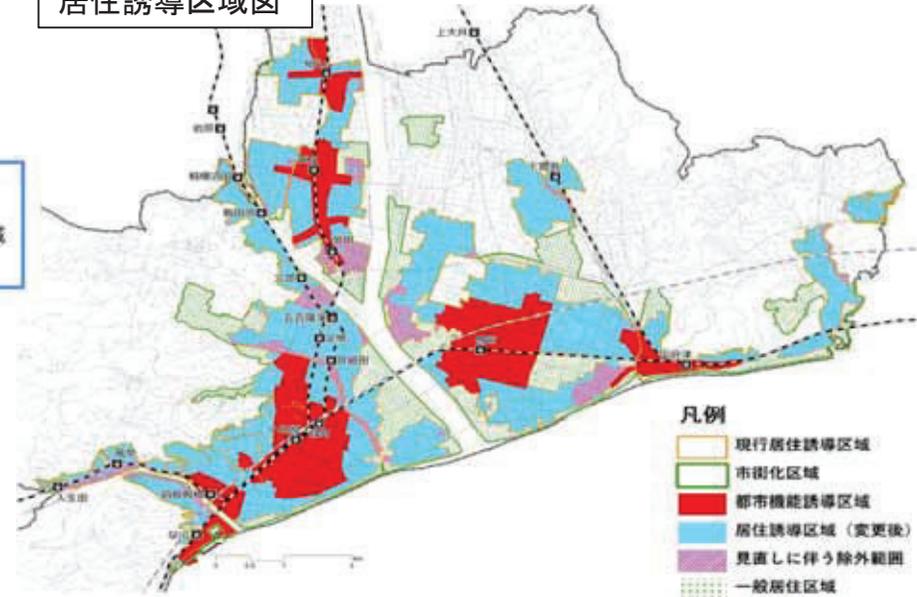
早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体等  
神奈川県、東京神奈川森林管理署（林野庁）

- 小田原市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、公共交通ネットワークによりその拠点間を結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和5年3月に災害リスクを勘案した居住誘導区域の変更を行うとともに、防災・減災対策を定める「防災指針」を策定した。

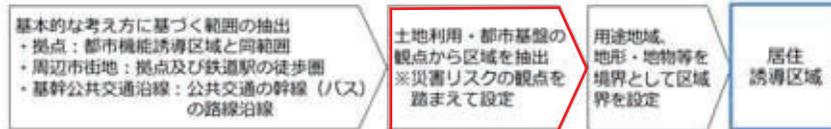
## 取組内容

○ 最新の浸水想定区域を反映した居住誘導区域の設定により、災害リスクの低いエリアへと居住を緩やかに誘導する。

居住誘導区域図



### 居住誘導区域の設定の考え方・フロー



### 居住誘導区域に含めない区域

- ・ 災害時のリスクを考慮し、土砂災害、津波被害、浸水被害などのハザード指定区域や甚大な被害が想定される一定区域を居住誘導区域に含めないものとしている。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・ 洪水浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 津波浸水想定区域（浸水深2m以上）

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	小田原市	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市

# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 小田原市では、市民ひとり一人に、自分の住んでいる地域の地震、津波災害や河川洪水、土砂災害など各種災害の危険性を確認し、いざという時に適切な行動をとれるよう、啓発資料「わが家の避難行動マニュアル」を配布してきた。
- 令和3年5月20日に避難情報（警戒レベル3～5）が変更されたことなどに伴い、改訂版を作成し、災害リスクの情報を地区ごとに一元化した小田原市ハザードマップ（令和4年9月作成）へ掲載している。

## 取組内容

### ■ ハザードマップの一元化

- ・ 小田原市内を8地区に分割し、洪水、土砂、高潮、津波のハザードマップを1面に集約したハザードマップを作成
- ・ 情報面には、「マイ・タイムライン」記入シートもあり、市民それぞれが避難行動を整理できるようにしている。

ハザードマップ

情報面



マイ・タイムライン

わが家の避難行動マニュアル



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	小田原市	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、箱根町

# 避難体制等の強化 【防災教育や防災知識の普及】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 「防災出前講座」を開催し、町民等に防災に関する知識・技能の普及啓発を行い、地域の災害対応力の強化を図るとともに、地域防災の担い手となる人材の発掘に努めている。

## 組 内 容

### 【令和3年度】

- 第1回 「箱根町に起こる災害」
- 第2回 「マイタイムライン」
- 第3回 「ハザードマップの使い方」
- 第4回 「総合防災センター研修」
- 第5回 「日ごろの備え」
- 5科目20回実施、延べ165名受講

令和3年7月に実施した「マイタイムライン」の講座の様子



### 【令和4年度】

- 第6回 「地域の防災活動」
- 第7回 「救助技術」
- 第8回 「避難所のルール作り」
- 第9回 「避難所生活体験」
- 第10回 「避難所運営体験」
- 5科目22回実施、延べ132名受講

- 全講座を受講し、令和5年度中に防災士資格取得を希望する方には、取得費用の助成を行う。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
防災教育や防災知識の普及	箱根町	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
箱根町、小田原市